

1. 暮らしの手続き

(1) 住民登録

①市民課(受付係) ☎055-934-4721

日本に住むすべての人は、住んでいる市町村に住民登録をします。沼津市に住むようになったら、市民課で手続きしてください。

外国人で在留カード(または特別永住者証明書)を持っている人も、住民登録をします。

○海外転入(海外→沼津)

手続きする期間：引っ越しをした日から 14 日以内

手続きする人：本人または世帯主

必要なもの：

パスポート

在留カードまたは特別永住者証明書(持っている人)

住んでいる場所の住所がわかるもの

○転入届(日本の他の市町村→沼津)

手続きする期間：引っ越しをした日から 14 日以内

手続きする人：本人または世帯主

必要なもの：

在留カードまたは特別永住者証明書

転出証明書

(前に住んでいた市町村でもらいます)

次のうち、持っているもの

- ・マイナンバーカード(個人番号カード)
- ・住民基本台帳カード
- ・印鑑

○転出届(沼津→日本の他の市町村・海外)

手続きする期間：引っ越し日の前後 14 日以内

手続きする人：本人または世帯主

必要なもの

在留カードまたは特別永住者証明書

次のうち、持っているもの

- ・マイナンバーカード(個人番号カード)
- ・住民基本台帳カード
- ・国民健康保険証
- ・国民健康保険高齢受給者証
- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・介護保険被保険者証
- ・沼津市民カード／印鑑登録証
- ・印鑑

※手続きのあと「転出証明」を受けとり、新しく住むところの役所に出してください。

※手続きには本人であることを確認できる証明書(在留カード・パスポートなど)が必要です。

※代理人が手続きをする場合は、委任状が必要です。詳しくはお問い合わせください。

委任状サンプル 90 ページ

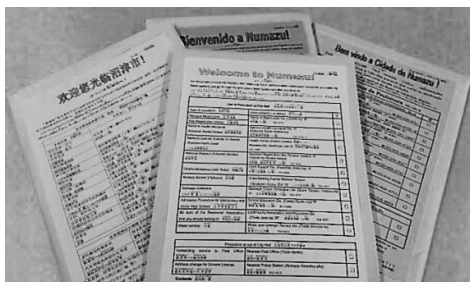
○引っ越しの手続きをするところ

手続きの名前	手続きするところ・方法	参考 ページ
転入届 転居届 転出届	市民課・市民窓口事務所	1
印鑑登録		7
国民年金		25
国民健康保険	○住所変更・加入手続き 国民健康保険課・市民窓口事務所 ○料金のこと・やめる手続き 国民健康保険課	15
後期高齢者医療	国民健康保険課	23
障害者手帳	障害福祉課	35
児童手当	こども家庭課	49
こども医療費助成	こども家庭課	47
保育園・幼稚園	子育て支援課	53
小・中学校	学校教育課	55
市営住宅	住宅営繕課	61
電 気	東京電力 カスタマーセンター ☎0120-995-901 受付時間：月曜日～土曜日 9:00～17:00 (日曜日・祝日は休み)	83

手続きの名前	手続きするところ・方法	参考ページ
ガ ス	○都市ガス 静岡ガスお客様コンタクトセンター ☎0570-020-161 ○プロパンガス 自分が使っているガス会社に、住所や使用を開始(中止)する日を知らせてください	83
水道	○他の市町村→沼津に引っ越し 「水道使用開始申込書※」に必要なことを書いて郵便で送る(切手はいりません) ※家の玄関や、郵便ポストにおいてあります ○沼津→他の市町村・沼津市内での引っ越し 水道サービス課 ☎055-934-4853 「水道番号」または「住所」を知らせてください (引っ越しする日の3日前まで)	—
ごみ	○ごみの出し方・分け方 「ごみの出し方便利帳 [外国人用]」をみてください ○ごみの収集日 「ごみの年間収集計画表」をみてください クリーンセンター収集課・環境政策課で、収集計画表の外国語版がもらえます	59
運転免許証	沼津警察署 ☎055-952-0110 東部運転免許センター ☎055-921-2000	83、85
郵便	○転送サービス 前の住所に送られる郵便物を1年間、新しい住所に届けるサービスです。 近くの郵便局に、「転居届」を出してください	—

ウェルカムパックをもらえます

沼津市に引っ越してきた人に必要な情報が載った冊子やチラシが入っています。
市民課または地域自治課でもらえます。



ウェルカムパックに入っているもの(一部)

- リビングインぬまづ(この冊子)
- ごみの出し方便利帳[外国人用]

- 津波・地震マニュアル
- 日本語教室チラシ など

(2) マイナンバー

① 市民課(受付係) ☎055-934-4721

日本国内の全住民(外国人も含む)が持っている、一人ひとり異なる 12 桁の個人番号をマイナンバーと言います。

税の手続きや雇用保険などの社会保障の手続きでマイナンバーを使います。

▼個人番号カード(みほん)



対 象	申請した希望者に交付
どんなカード?	プラスチック製 IC カード
書かれていること	マイナンバー、顔写真、氏名、住所、生年月日、性別、有効期限
その他	身分証明書として使える e-Tax などの電子申請に使える

○外国語でマイナンバー制度の説明が読めます。電話で相談もできます。

詳しくはホームページを見てください。

内閣官房

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/otherlanguages.html>

J-LIS

<https://www.kojinbango-card.go.jp/>



(3) 印鑑登録

① 市民課(受付係) ☎055-934-4721

日本では「印鑑」または「はんこ」をサインの代わりに使用します。手続きによって、市役所に登録した印鑑(実印)が必要な場合があります。

○印鑑登録できる人

沼津市に住民登録している 15 歳以上の人

○登録できる印鑑

手彫りの印鑑

(機械で大量に作られた印鑑は、登録できません)

アルファベットで登録可能ですが次の方法も選択できます。

＜漢字またはカタカナで彫られた印鑑を登録するには＞

漢 字：在留カードなどに漢字氏名の表記のある方
住民票に漢字の通称を登録している方

カタカナ：住民票にカタカナ氏名を登録している方

◆必要な書類

在留カード・特別永住者証明書などの本人確認ができるもの。

※通称登録・カタカナ登録についての詳細は、お問い合わせください。

○登録のしかた

◆即日登録(市役所または市民窓口事務所で申請する方法)

申請する人：本人

必要なもの：登録する印鑑

漢字またはカタカナの名前を証明する書類(必要な人のみ)

本人確認のための身分証明書(在留カードなど)

費用：登録 300 円、印鑑証明書 300 円

◆本人が申請に来られないとき

①申請する本人が「代理人選任届」を書き、代理人に渡す。

※代理人選任届→92 ページ

②代理人が上記の持ち物を市役所または市民窓口事務所に持って行く。

③後日、市役所が申請する本人に「照会書」を郵送する。

④申請する本人が「照会書」をもって市役所または市民窓口事務所に行き、印鑑登録証を受けとる。

⑤本人が行けないときは、「照会書」の全てを申請する本人が記入して、代理人に渡す。

⑥代理人が次の持ち物を市役所または市民窓口事務所に持って行き、印鑑登録証を受けとる。

・市役所から届いた「照会書」

(申請する本人がすべて記入したもの)

・登録する印鑑

・申請する本人の身分証明書(在留カードなど)

・代理人の印鑑

○印鑑登録証

▼印鑑登録証／市民カード(みほん)



このカードを持ってこないと
印鑑証明書をとることができません。

※印鑑登録証明書をとるためには、印鑑登録証(市民カード)が必要です。登録された印鑑(実印)では申請できません。

※印鑑登録証明書は、印鑑登録証(市民カード)があれば持ち主が申請したとみなします。
印鑑登録証(市民カード)と登録された印鑑(実印)は、安全なところにしまっておいてください。

(4) 戸籍と各種届出

① 市民課(戸籍係) ☎055-934-4722

戸籍とは、日本人の出生から死亡までを登録する書類です。外国籍の人には戸籍はありませんが、沼津市に住所がある人は出生や死亡を市役所に届けて、本国へ報告します。

在留資格(ビザ)の手続きなどで親族の戸籍謄本や各届の記載事項証明書などを申請したいときは、69 ページをみてください。

○出生届

いつまでに：生まれた日を含めて 14 日以内

届ける人：父または母

必要なもの：

出生届(病院でもらう)

母子健康手帳

両親の在留カードまたは特別永住者証明書

両親のパスポート

両親が結婚していることが分かる書類または母の独身証明書

関連ページ：

本国への届出…各領事館へ

在留資格(ビザ)…85 ページ

健康保険…15 ページ

出産育児一時金…19 ページ

児童手当…49 ページ

○死亡届

いつまでに：死亡の事実を知った日から7日以内

届ける人：親族または関係者

必要なもの：

死亡届

印鑑

関連ページ：

本国への届出…各領事館へ

在留資格(ビザ)…85 ページ

○婚姻届・離婚届

届ける人：夫と妻

必要なもの：

国籍や状況によって必要な書類が異なります。

母国の法律によっては、市役所で手続きできない場合があります。

詳しくはお問い合わせください。